

旭川市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に対する指導等実施要領

第1 趣旨

この要領は、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第63条及び第66条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（以下「指定自立支援医療機関」という。）に対して行う指導及び自己点検（以下「指導等」という。）について、基本的事項を定める。

第2 目的

指導等は、指定自立支援医療機関又は指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者に対し、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」等に定める自立支援医療の取扱い及び費用の請求等に関する事項について、周知徹底を図るために行うものとする。

第3 対象機関

旭川市が指定する指定自立支援医療機関を対象とする。

第4 実施方法等

1 自己点検

(1) 自己点検の実施方法

指定自立支援医療機関は、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に係る自己点検票（様式1～3）」（以下「自己点検票」という。）により毎年自己点検を実施するものとする。

(2) 自己点検結果（自己点検票）の提出

指定自立支援医療機関は、指定更新申請の際に当該年度の自己点検票を旭川市に提出するものとする。

2 実地指導

提出された自己点検票の内容を確認し、必要に応じて、実地指導を行う。

なお、実地指導実施中に、著しい運営基準違反や著しく不正な請求が認められた場合は、実地指導を中止し、直ちに検査を行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年3月25日から施行する。